

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和8年1月19日

支出負担行為担当官
大阪検疫所総務課長
林 秀 幸

◎調達機関番号017 ◎所在地番号27

1 調達内容

(1) 調達件名
カラーデジタル複合機2台の賃貸借

(2) 調達件名の特質等
入札説明書及び仕様書のとおり。

(3) 賃貸借期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(4) 設置場所
大阪市港区築港4丁目10番3号 大阪港湾合同庁舎5階
大阪検疫所総務課事務室(1台) 及び食品監視課事務室(1台)

(5) 入札方法
入札者は、カラーデジタル複合機本体価格のほか、機器の搬入、据付、調整、ネットワーク環境の設定及び賃貸借期間満了後の撤去に要する一切の費用を含めた額を見積るものとする。また、入札金額については、調達件名に係る1か月当たりの総価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を計算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 本案件は、電子調達システム(政府電子調達(GEPS))で行う。

なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に申し出た場合に限り、紙入札方式によることができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格(全省統一資格)において、「役務の提供」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、近畿地域の競争入札参加資格を有している者であること。

(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(7) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先

〒552-0021

大阪市港区築港4丁目10番3号(大阪港湾合同庁舎5階)

大阪検疫所総務課経理係 電話06-6571-3621

(2) 入札説明書等の交付期間

令和8年1月19日(月)から令和8年2月3日(火)までの8時30分から17時00分までとする。

ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に規定する日を除く。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所

上記3(1)の場所

(2) 入札書の受領期限

令和8年2月4日(水) 15時00分

(3) 開札の日時及び場所

令和8年2月5日(木) 14時00分

大阪港湾合同庁舎5階 大阪検疫所会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望するものは、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関して説明を求められた場合は、速やかに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類と併せて支出負担行為担当官が指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及びその他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。また、入札に参加した者が、(3)の誓約書を提出せず又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 契約書作成の要否

必要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無

なし

(8) その他

担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であり、また押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得る。その他詳細は、入札説明書による。